

平成 18 年 1 月 5 日

各 位

住友信託銀行株式会社

三井住友銀行との遺産整理業務の代理店業務に関する契約の締結について

住友信託銀行株式会社（取締役社長：森田豊）はこの度、株式会社三井住友銀行（頭取：奥正之）と遺産整理業務の代理店業務に関する契約を締結いたしました。

遺産整理業務とは相続開始後、相続人から委任を受けた代理人が、遺産の調査・目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産の配分、債務の履行などを行う業務のことをいいます。

当該代理店業務では、三井住友銀行が、相続関連業務である遺産整理業務を必要とされる個人のお客様に住友信託銀行をご紹介します。

住友信託銀行は、遺産整理業務という高い専門性を必要とする業務を提供することを通じて、三井住友銀行のお客様のニーズに的確にお応えし、業容の拡大を図ることが出来ます。

代理店業務の概要は以下の通りです。

- (1) 契約当事者：住友信託銀行株式会社及び株式会社三井住友銀行
- (2) 取扱商品：遺産整理業務
- (3) 契約締結日：平成 18 年 1 月 4 日
- (4) 代理店業務開始日：平成 18 年 4 月 3 日
- (5) 住友信託銀行代理店業務取り扱い店舗：三井住友銀行の全国店舗 419 箇所

以 上